

令和6年第1回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和6年1月24日（水）15時58分から16時45分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（9人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	酒井 笑子

4. 欠席委員（0人）

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 大豊（大豊町）農業振興地域整備計画について

第6 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

第7 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

第8 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 永野 尊教

書記 都築 利弥

農地利用最適化推進委員 西山 雅大

秋山 譲二

高橋 公仁

7. 会 議

〔議長〕

ただいまより令和6年第1回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

出席委員は、9名中9名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、10番酒井笑子委員、2番信高昭男委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第1号について事務局より説明をお願いします。

事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料1ページ目の農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は、大豊町[REDACTED]で、申請理由は売買です。登記地目は畑、現況地目も畑となっており、面積は2094㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりになっています。

12月14日に譲受人立会いのもと原委員と事務局永野で現地を確認して参りました。

お手元の資料12ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、8ページの耕作計画書にもありまして、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該

当ありません。

6号の地域調和要件ですが、譲受人はすでに申請地周辺の管理に従事しており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり12月14日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第1号について、担当委員の説明を求めます。1番原亜由美委員。

〔原亜由美委員〕

はい、1番原亜由美です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者は農業経験もあり、すでに申請地の管理を行っているため、これからについても善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第1号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第3、議案第2号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料13ページをご覧ください。議案第2号については農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は、大豊町■■■■■■■■■■他3筆で、申請理由は売買です。登記地目は田、現況地目も田となっており、面積は6343㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりになっています。

12月13日に譲受人立会いのもと三谷委員と事務局永野・都築で現地を確認して参りました。

お手元の資料32ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、21ページの耕作計画書にもありまして、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、譲受人はすでに申請地周辺の管理に従事しており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり12月14日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第2号について、担当委員より説明を求めます。8番三谷晴喜委員。

〔三谷委員〕

はい、8番三谷晴喜です。先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者は農

業経験もあり、すでに申請地の管理を行っているため、これからについても善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました議案第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第2号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第4、議案第3号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料13ページをご覧ください。議案第3号については農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は、大豊町[REDACTED]他2筆で、申請理由は売買です。登記地目は畑、現況地目も畑となっており、面積は2153㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりになっています。

12月15日に譲受人立会いのもと三谷委員と事務局永野・都築で現地を確認して参りました。

お手元の資料49ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人の所有している農地は所有権を有した際すでに原野化しており、笹竹などが群生しているため、耕作が困難な状況である。今後についても耕作するのは困難であるため、非耕作地になっている。今回の申請地については農作業への従事状況などからみて、耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので

該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、41ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、譲受人はすでに申請地周辺の管理に従事しており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり1月15日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第4号について、担当委員より説明を求めます。8番三谷晴喜委員。

〔三谷委員〕

はい、8番三谷晴喜です。先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者は農業経験もあり、すでに申請地の管理を行っているため、これからについても善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました議案第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第3号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第5、大豊町農業振興地域整備計画の変更について、大豊町長より意見を求められておりますので、議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、本日配布してあります当該変更に係る土地一覧表をご覧ください。

今回の変更につきましては、除外案件が9件9筆となっております。

それでは除外案件について説明いたします。整理番号1については除外後キャンプ場として利用する予定のものです。

整理番号2～9につきましては、携帯基地局として利用するものになります。

53ページ目から整理番号ごとに位置図、附図をのせておりますので、ご確認ください。

今回の変更に係る農業振興地域農用地の面積については、1173.58㎡となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業振興地域整備計画の変更について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決いたします。農業振興地域整備計画の変更について異議なしの回答をすることに、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、農業振興地域整備計画の変更について異議なしの回答をすることと決定いたします。

続きまして、日程第6、第7を審議するにあたり、農地利用最適化推進委員に同席していただく必要がございますので、一時休会といたします。

（農地利用最適化推進委員の西山雅大委員、秋山譲二委員、高橋公仁委員、山中茂雄委員着席）

〔議長〕

会議を再開します。

続きまして、日程第5、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、議題といたします。ここからは、農地利用最適化推進委員の皆様も一緒に、審議をお願いいたします。それでは、事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、本日配布しております資料の右上に資料1と書いたものをご覧ください。こちらについては、農業委員会に関する法律第7条第1項により、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での推進委員の活動の整合性を確保するために定めなければならないものとなっております。

皆様の任期の時期にあわせて検証・見直しを行うため、今年は数値の変更はございませんが、軽微な修正をしましたので、同法同条第2項の規定により、農地利用最適化推進委員さんの意見も頂戴したいと思います。

本日決定をいただければ、同法同条第3項の規定によりこちらを公表することとなります。

修正点としましては、1枚目の標題下の日付の部分と2枚目の表の2.担い手への農地利用集積についてという中の（2）・①地域計画の作成・見直しについての中の農業委員会として地域ごとに人と農地の問題を解決するためにという部分で問題~~わ~~となっていました~~が~~、問題~~を~~という書き方に変更しました。

その他変更はございません。

報告は以上です。今後に向けて、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様が日ごろの活動を通じて、思われたことや、ご意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました、農地等の利用の最適化の推進に関する指針につ

いて、発言のある方は挙手願います。

(協議)

皆様、その他ご意見ございませんか。

(意見なし)

ないようですので、これで日程第5、農地等の利用の最適化に関する指針について終了したいと思います。次に日程第6 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について事務局より説明願います。

〔事務局書記〕

はい、お手元の資料2と書いたものをご覧ください。こちらは令和元年度に決議されました「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」です。この申し合わせ決議の趣旨に則り、すべての農業委員会において農業委員会の法令遵守についての決議の実施を行うよう、高知県農業会議から市町村農業委員会会長あてに依頼がありました。綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、年に1回、この決議を行うこととなっております。

次に、3枚目をご覧ください。こちらが大豊町農業委員会の申し合わせ決議の案となります。皆様にはこの決議内容にご賛同いただき、これに沿って農業委員会活動を行っていただきたいと思います。

事務局からの説明は以上です。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、拍手を持って承認決議をお願いします。

(一同拍手)

ありがとうございます。皆さんの拍手をもって決議されましたので、よろしく願いいたします。

次に日程第7その他の件について事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

今回の2月総会の日程については、2月28日（水）10時からを予定しております。

この後の新年会ですが5時半より開始を予定しておりますので参加される方はよろしくお願いします。

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和6年第1回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 10 番 _____

署名委員 2 番 _____